

○所得税基本通達

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
法第2条((定義))関係 (出漁権等) 2-19 許可漁業の出漁権、繊維工業における織機の登録権利、タクシー業のいわゆるナンバー権のように法令の規定、行政官庁の指導等による規制に基づく許可、認可、登録、割当て等に係る権利は、令第6条第8号<u>ワ</u>に掲げる営業権に該当するものとし、これらの権利に基づいて業務の活動を開始した日において業務の用に供されたものとする。この場合において、これらの権利を取得した者がその取得により可能となった業務の拡大のために必要な設備等を新たに取得することとなるときは、例えば、許可漁業の出漁権については当該許可に基づく出漁の用に供する船舶を発注するなど、当該業務の拡大に具体的に着手した日から業務の用に供されたものとする。 (注) これらの権利の取得価額については、49-10参照 (公共下水道施設の使用のための負担金) 2-21 下水道法第2条第3号((公共下水道の定義))に規定する公共下水道を使用する排水設備の新設又は拡張をする者が、その新設又は拡張により必要となる公共下水道の改築に要する費用を負担して取得する当該公共下水道を使用する権利は、令第6条第8号<u>レ</u>に掲げる水道施設利用権に準ずる減価償却資産とする。 (電気通信施設利用権の範囲) 2-22 令第6条第8号<u>ツ</u>に掲げる電気通信施設利用権とは、電気通信事業法施行規則第2条第2項第1号から第3号まで((用語))に規定する電気通信役務の提供を受ける権利のうち電話加入権(加入電話契約に基づき加入電話の提供を受ける権利をいう。)及びこれに準ずる権利を除く全ての権利をいうのであるから、例えば「電信役務」、「専用役務」、「データ通信役務」、「デジタルデータ伝送役務」、「無線呼出し役務」等の提供を受ける権利は、これに該当する。 法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係	法第2条((定義))関係 (出漁権等) 2-19 許可漁業の出漁権、繊維工業における織機の登録権利、タクシー業のいわゆるナンバー権のように法令の規定、行政官庁の指導等による規制に基づく許可、認可、登録、割当て等に係る権利は、令第6条第8号<u>ヲ</u>に掲げる営業権に該当するものとし、これらの権利に基づいて業務の活動を開始した日において業務の用に供されたものとする。この場合において、これらの権利を取得した者がその取得により可能となった業務の拡大のために必要な設備等を新たに取得することとなるときは、例えば、許可漁業の出漁権については当該許可に基づく出漁の用に供する船舶を発注するなど、当該業務の拡大に具体的に着手した日から業務の用に供されたものとする。 (注) これらの権利の取得価額については、49-10参照 (公共下水道施設の使用のための負担金) 2-21 下水道法第2条第3号((公共下水道の定義))に規定する公共下水道を使用する排水設備の新設又は拡張をする者が、その新設又は拡張により必要となる公共下水道の改築に要する費用を負担して取得する当該公共下水道を使用する権利は、令第6条第8号<u>タ</u>に掲げる水道施設利用権に準ずる減価償却資産とする。 (電気通信施設利用権の範囲) 2-22 令第6条第8号<u>ソ</u>に掲げる電気通信施設利用権とは、電気通信事業法施行規則第2条第2項第1号から第3号まで((用語))に規定する電気通信役務の提供を受ける権利のうち電話加入権(加入電話契約に基づき加入電話の提供を受ける権利をいう。)及びこれに準ずる権利を除く全ての権利をいうのであるから、例えば「電信役務」、「専用役務」、「データ通信役務」、「デジタルデータ伝送役務」、「無線呼出し役務」等の提供を受ける権利は、これに該当する。 法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係

(確認書類の範囲)

10-10 法第10条第2項又は第5項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下10-25までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。

- (1) 規則第7条第1項各号((障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等))に掲げる「障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類」(同項第2号に規定する「妻であることを証する書類」及び同項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を除く。以下この項において「身体障害者手帳等」という。)

イ 令第31条の2第8号((障害者等の範囲))に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る市の長(公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項((認定等))に規定する市の長(同項に規定する特別区の長を含む。))をいう。以下この(1)において同じ。)の支給決定通知書

ロ 公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の規定に基づく、市の長の同条第2項の規定による認定をした旨を証する書類

ハ 身体障害者手帳等が通知書である場合における当該通知書の改定通知書又は非改定通知書

ニ 身体障害者手帳等が証書である場合における当該証書の改定証書

- (2) 規則第7条第1項第2号に規定する「妻であることを証する書類」

イ 身体障害者手帳等のうち、妻である旨の記載又は妻である旨の略称若しくは記号の記載があるもの

ロ 身体障害者手帳等以外の書類で当該身体障害者手帳等の発行者等が発行したもののうち、妻として年金を受給している旨等が確認できる事項の記載があるもの

ハ 消除された住民票の写し又は消除された住民票に記載された事項に関する証明書

ニ 戸籍(改製原戸籍を含む。)の謄本、抄本若しくは戸籍に記載された事項に関する証明書又は除かれた戸籍の謄本、抄本若しくは除かれた戸籍に記載された事項に関する証明書

ホ 妻である者がいわゆる内縁関係にあった者である場合には、住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書(上記のハの書類を含む。)のうちその旨が確認できるもの、又は年金の裁定を受けるために提出した書類の写しその他の書類で事実上婚姻関係と同様の事情にあった旨が確認できるもの

- (3) 規則第7条第1項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」

規則第7条第2項第4号に掲げる書類(次の(4)のイからヨまでに掲げる書類を含む。)のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨(児童の母である旨)の記載があ

(確認書類の範囲)

10-10 法第10条第2項又は第5項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下10-25までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。

- (1) 規則第7条第1項各号((障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等))に掲げる「障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類」(同項第2号に規定する「妻であることを証する書類」及び同項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を除く。以下この項において「身体障害者手帳等」という。)

イ 令第31条の2第8号((障害者等の範囲))に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る市の長(公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項((認定等))に規定する市の長(同項に規定する特別区の長を含む。))をいう。以下この(1)において同じ。)の支給決定通知書

ロ 公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の規定に基づく、市の長の同条第2項の規定による認定をした旨を証する書類

ハ 身体障害者手帳等が通知書である場合における当該通知書の改定通知書又は非改定通知書

ニ 身体障害者手帳等が証書である場合における当該証書の改定証書

- (2) 規則第7条第1項第2号に規定する「妻であることを証する書類」

イ 身体障害者手帳等のうち、妻である旨の記載又は妻である旨の略称若しくは記号の記載があるもの

ロ 身体障害者手帳等以外の書類で当該身体障害者手帳等の発行者等が発行したもののうち、妻として年金を受給している旨等が確認できる事項の記載があるもの

ハ 消除された住民票の写し又は消除された住民票に記載された事項に関する証明書

ニ 戸籍(改製原戸籍を含む。)の謄本、抄本若しくは戸籍に記載された事項に関する証明書又は除かれた戸籍の謄本、抄本若しくは除かれた戸籍に記載された事項に関する証明書

ホ 妻である者がいわゆる内縁関係にあった者である場合には、住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書(上記のハの書類を含む。)のうちその旨が確認できるもの、又は年金の裁定を受けるために提出した書類の写しその他の書類で事実上婚姻関係と同様の事情にあった旨が確認できるもの

- (3) 規則第7条第1項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」

規則第7条第2項第4号に掲げる書類(次の(4)のイからタまでに掲げる書類を含む。)のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨(児童の母である旨)の記載があ

るもの

- (4) 規則第7条第2項第8号に規定する「官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの」

イ 国民健康保険高齢受給者証

(国民健康保険法施行規則 様式第1号の4、様式第1号の4の2、様式第1号の5、様式第1号の5の2)

ロ 国民健康保険特別療養証明書

(国民健康保険法施行規則 様式第2、様式第2の2)

ハ 健康保険特例退職被保険者証

(健康保険法施行規則 様式第9号(3)(4))

ニ 健康保険高齢受給者証

(健康保険法施行規則 様式第10号(1)(2))

ホ 健康保険特別療養証明書

(健康保険法施行規則 様式第12号)

ヘ 健康保険被保険者受給資格者票

(健康保険法施行規則 様式第16号)

ト 船員保険高齢者受給者証

(船員保険法施行規則 様式第2号)

チ 共済組合組合員被扶養者証

(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号)

(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第19号)

リ 共済組合高齢受給者証

(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号の3)

(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第20号)

ス 共済組合特別療養証明書

(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第24号の2)

(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第23号)

ル 共済組合船員組合員被扶養者証

(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第40号)

(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第41号)

ヲ 共済組合任意継続組合員証

(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号)

ヅ 共済組合任意継続組合員被扶養者証

るもの

- (4) 規則第7条第2項第8号に規定する「官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの」

イ 国民健康保険高齢受給者証

(国民健康保険法施行規則 様式第1号の4、様式第1号の4の2、様式第1号の5、様式第1号の5の2)

ロ 国民健康保険の退職被保険者に係る被保険者証

(国民健康保険法施行規則 様式第7号、様式第7号の2)

ハ 国民健康保険特別療養証明書

(国民健康保険法施行規則 様式第2、様式第2の2)

ニ 健康保険特例退職被保険者証

(健康保険法施行規則 様式第9号(3)(4))

ホ 健康保険高齢受給者証

(健康保険法施行規則 様式第10号(1)(2))

ヘ 健康保険特別療養証明書

(健康保険法施行規則 様式第12号)

ト 健康保険被保険者受給資格者票

(健康保険法施行規則 様式第16号)

チ 船員保険高齢者受給者証

(船員保険法施行規則 様式第2号)

リ 共済組合組合員被扶養者証

(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号)

(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第19号)

ス 共済組合高齢受給者証

(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号の3)

(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第20号)

ル 共済組合特別療養証明書

(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第24号の2)

(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第23号)

ヲ 共済組合船員組合員被扶養者証

(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第40号)

(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第41号)

ヅ 共済組合任意継続組合員証

(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号)

ヅ 共済組合任意継続組合員被扶養者証

(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号の2)

カ 私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書

(日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則 様式第16号)

ク 自衛官診療証

(防衛省職員療養及び補償実施規則 別紙様式第12)

ク 規則第7条第2項第4号に掲げる書類(上記イからクまでに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)

ケ 老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書

(老齢福祉年金支給規則 様式第4号)

コ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第7条第2項第4号に規定する後期高齢者医療の被保険者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証

コ 規則第7条第1項第16号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類

(注)1 上記(4)イからコまでに掲げる書類は、告知等の日(規則第7条第2項第1号に規定する「告知等の日」をいう。以下この項において同じ。)前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの)に限られることに留意する。

2 法第10条第2項の非課税貯蓄申込書の提出をしようとする際、令第41条の2第1項((障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等))に規定する障害者等確認書類(以下この項において「障害者等確認書類」という。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、同条第1項に規定する住所等確認書類の提示又は当該住所等確認書類の提示に代えて行う法第10条第2項に規定する署名用電子証明書等の送信は要しないことに留意する。

3 法第10条第5項の非課税貯蓄申告書又は同条第4項に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書の提出をしようとする際、障害者等確認書類(告知等の日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの)に限る。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、規則第7条第4項第2号の住所等確認書類の提示は要しないこととして差し支えない。

4 令第41条の2第1項に規定する住所等確認書類の様式が改訂された場合におい

(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号の2)

ク 私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書

(日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則 様式第16号)

ク 自衛官診療証

(防衛省職員療養及び補償実施規則 別紙様式第12)

ク 規則第7条第2項第4号に掲げる書類(上記イからクまでに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)

ケ 老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書

(老齢福祉年金支給規則 様式第4号)

コ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第7条第2項第4号に規定する後期高齢者医療の被保険者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証

コ 規則第7条第1項第16号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類

(注)1 上記(4)イからコに掲げる書類は、告知等の日(規則第7条第2項第1号に規定する「告知等の日」をいう。以下この項において同じ。)前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの)に限られることに留意する。

2 法第10条第2項の非課税貯蓄申込書の提出をしようとする際、令第41条の2第1項((障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等))に規定する障害者等確認書類(以下この項において「障害者等確認書類」という。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、同条第1項に規定する住所等確認書類の提示又は当該住所等確認書類の提示に代えて行う法第10条第2項に規定する署名用電子証明書等の送信は要しないことに留意する。

3 法第10条第5項の非課税貯蓄申告書又は同条第4項に規定する非課税貯蓄限度額変更申告書の提出をしようとする際、障害者等確認書類(告知等の日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの)に限る。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、規則第7条第4項第2号の住所等確認書類の提示は要しないこととして差し支えない。

4 令第41条の2第1項に規定する住所等確認書類の様式が改訂された場合におい

て、当面の間旧様式を使用することができることとされているときは、当該住所等確認書類には当該旧様式を含むものとする。

法第35条((雑所得))関係

(公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算について)

35－8 法第35条第4項各号に規定する「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」は、その年中の公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における合計所得金額をいうのであるから、措置法第41条の3の11第2項((所得金額調整控除))の規定による所得金額調整控除の適用はないものとして計算することに留意する。

法第37条((必要経費))関係

(形式基準による修繕費の判定)

37－13 一の修理、改良等のために要した金額のうちに資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額があり、その金額が次のいずれかに該当する場合において、その修理、改良等のために要した金額を修繕費の額としてその業務に係る所得の金額を計算し、それに基づいて確定申告を行っているときは、これを認めるものとする。

(1) その金額が60万円に満たない場合

(2) その金額がその修理、改良等に係る固定資産の前年12月31日における取得価額のおおむね10%相当額以下である場合

(注) 1 前年以前の各年において、令第127条第5項の規定の適用を受けた場合における当該固定資産の取得価額とは、同項に規定する一の減価償却資産の取得価額をいうのではなく、同項に規定する旧減価償却資産の取得価額と追加償却資産(同項に規定する追加償却資産をいう。以下この項において同じ。)の取得価額との合計額をいうことに留意する。

2 固定資産には、当該固定資産についてした資本的支出が含まれるのであるから、当該資本的支出が同条第6項の規定の適用を受けた場合であっても、当該固定資産に係る追加償却資産の取得価額は当該固定資産の取得価額に含まれることに留意する。

法第104条((予定納税額の納付))関係

(予定納税基準額を計算する場合の諸控除)

104－1 予定納税基準額を計算する場合における所得控除及び税額控除並びに措置法第41

て、当面の間旧様式を使用することができることとされているときは、当該住所等確認書類には当該旧様式を含むものとする。

法第35条((雑所得))関係

(公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算について)

35－8 法第35条第4項各号に規定する「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」は、その年中の公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における合計所得金額をいうのであるから、措置法第41条の3の3第2項((所得金額調整控除))の規定による所得金額調整控除の適用はないものとして計算することに留意する。

法第37条((必要経費))関係

(形式基準による修繕費の判定)

37－13 一の修理、改良等のために要した金額のうちに資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額があり、その金額が次のいずれかに該当する場合において、その修理、改良等のために要した金額を修繕費の額としてその業務に係る所得の金額を計算し、それに基づいて確定申告を行っているときは、これを認めるものとする。

(1) その金額が60万円に満たない場合

(2) その金額がその修理、改良等に係る固定資産の前年12月31日における取得価額のおおむね10%相当額以下である場合

(注) 1 前年以前の各年において、令第127条第4項の規定の適用を受けた場合における当該固定資産の取得価額とは、同項に規定する一の減価償却資産の取得価額をいうのではなく、同項に規定する旧減価償却資産の取得価額と追加償却資産(同項に規定する追加償却資産をいう。以下この項において同じ。)の取得価額との合計額をいうことに留意する。

2 固定資産には、当該固定資産についてした資本的支出が含まれるのであるから、当該資本的支出が同条第5項の規定の適用を受けた場合であっても、当該固定資産に係る追加償却資産の取得価額は当該固定資産の取得価額に含まれることに留意する。

法第104条((予定納税額の納付))関係

(予定納税基準額を計算する場合の諸控除)

104－1 予定納税基準額を計算する場合における所得控除及び税額控除並びに措置法第41

条の3の11第1項又は第2項((所得金額調整控除))の規定による所得金額調整控除は、前年分の課税総所得金額の計算の基礎となった各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額(法第90条第1項((変動所得及び臨時所得の平均課税))の規定の適用を受けたものに限る。以下105-3において同じ。)がある場合においても、これらの控除額を改算しないで、予定納税基準額の計算の基礎となる所得の金額等からそのまま控除するものとする。

法第161条((国内源泉所得))関係

(恒久的施設において使用する資産の範囲)

161-11 法第161条第1項第1号に規定する「恒久的施設において使用する資産」には、165の3-4の判定により恒久的施設に帰せられることとなる資産のほか、例えば、賃借をしている固定資産(令第6条第8号イからツまで((減価償却資産の範囲))に掲げる無形固定資産を除く。)、使用許諾を受けた無形資産(令第291条の2第2項第1号イからハまで((租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得))に掲げるもののほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。)等で当該恒久的施設において使用するものが含まれることに留意する。

(注) 本文の「賃借」及び「使用許諾」には、賃借及び使用許諾に相当する内部取引が含まれる。

法第190条((年末調整))関係

(送金関係書類の提出又は提示が年末調整後であった場合の再調整)

190-7 法第190条第2号の規定により同号に規定する税額の計算をする場合において、法第194条第7項((給与所得者の扶養控除等申告書))に規定する書類又は法第195条の2第2項((給与所得者の配偶者控除等申告書))に規定する書類が、その年最後に給与等を支払った時後その年分の給与所得の源泉徴収票が作成される時までに提出又は提示がされたときは、190-5に準じた再計算を行って差し支えない。

法第194条から第198条まで((給与所得者の源泉徴収に関する申告))共通関係

(確定所得申告に係る取扱いの準用)

194~198共-3 学術、技芸の習得のため国外に居住することとなった親族が、給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書又は給与所得者の配偶者控除等申告書に非居住者である旨を記載すべき親族(給与所得者の配偶者控除等申告書にあ

条の3の3第1項又は第2項((所得金額調整控除))の規定による所得金額調整控除は、前年分の課税総所得金額の計算の基礎となった各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額(法第90条第1項((変動所得及び臨時所得の平均課税))の規定の適用を受けたものに限る。以下105-3において同じ。)がある場合においても、これらの控除額を改算しないで、予定納税基準額の計算の基礎となる所得の金額等からそのまま控除するものとする。

法第161条((国内源泉所得))関係

(恒久的施設において使用する資産の範囲)

161-11 法第161条第1項第1号に規定する「恒久的施設において使用する資産」には、165の3-4の判定により恒久的施設に帰せられることとなる資産のほか、例えば、賃借している固定資産(令第6条第8号イからソまで((減価償却資産の範囲))に掲げる無形固定資産を除く。)、使用許諾を受けた無形資産(令第291条の2第2項第1号イからハまで((租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得))に掲げるもののほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。)等で当該恒久的施設において使用するものが含まれることに留意する。

(注) 本文の「賃借」及び「使用許諾」には、賃借及び使用許諾に相当する内部取引が含まれる。

法第190条((年末調整))関係

(送金関係書類の提出又は提示が年末調整後であった場合の再調整)

190-7 法第190条第2号の規定により同号に規定する税額の計算をする場合において、法第194条第6項((給与所得者の扶養控除等申告書))に規定する書類又は法第195条の2第2項((給与所得者の配偶者控除等申告書))に規定する書類が、その年最後に給与等を支払った時後その年分の給与所得の源泉徴収票が作成される時までに提出又は提示がされたときは、190-5に準じた再計算を行って差し支えない。

法第194条から第198条まで((給与所得者の源泉徴収に関する申告))共通関係

(確定所得申告に係る取扱いの準用)

194~198共-3 学術、技芸の習得のため国外に居住することとなった親族が、給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書又は給与所得者の配偶者控除等申告書に非居住者である旨を記載すべき親族(給与所得者の配偶者控除等申告書にあ

って是非居住者である配偶者）に該当するかどうかの判定については、120－6の取扱いに準じ、法第194条第5項若しくは第7項、第195条第5項又は第195条の2第2項の規定により提出又は提示しなければならない書類の取扱いについては、120－7から120－9までの取扱いに準ずる。

法第194条（（給与所得者の扶養控除等申告書）及び第195条（（従たる給与についての扶養控除等申告書））関係

（給与所得者の扶養控除等申告書等の期限後提出）

194・195－1 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書が所定の期日後に提出された場合には、その提出後最初に支払う給与等から、これらの申告書に記載されたところにより徴収税額を計算する。

（注）これらの申告書に法第194条第1項第7号又は第195条第1項第4号に規定する非居住者である親族の記載がある場合において、法第194条第5項又は第195条第5項に規定する書類の提出又は提示が所定の期日後にされたときは、上記に準じて徴収税額を計算する。

（申告書に記載する源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者等の判定）

194・195－3 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書（以下この項において「扶養控除等申告書等」という。）に記載すべき源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者等に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定する。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次による。

- (1) その判定の要素となる所得金額及び法第2条第1項第34号の2ロ(3)（（定義））に規定する支払の金額 扶養控除等申告書等（法第194条第6項に規定する申告書を除く。）を提出する日の現況により見積もったその年の合計所得金額及び当該支払の金額の合計額による。
- (2) その判定の要素となる年齢 その年12月31日（扶養控除等申告書等を提出する時までに死亡した者については、その死亡の時）の現況による。

（注）1 法第194条第6項に規定する申告書を提出する場合において、扶養親族が法第2条第1項第34号の2ロ(3)に規定する「その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者」に該当するかどうかの判定は、当該申告書を提出する日の現況において、2－50により行うのであるが、この場合、2－50中「その年最後の支払の日の電信売買相場の仲値又は当該最後の支払に係る実際に適用された外国為替の売買相場」とあるのは、「法第194条第6項に規定する申告書を提出する直前の支払の日の電信売買相場の仲値又は当該支払に

って是非居住者である配偶者）に該当するかどうかの判定については、120－6の取扱いに準じ、法第194条第4項、同条第6項、第195条第4項又は第195条の2第2項の規定により提出又は提示しなければならない書類の取扱いについては、120－7から120－9までの取扱いに準ずる。

法第194条（（給与所得者の扶養控除等申告書）及び第195条（（従たる給与についての扶養控除等申告書））関係

（給与所得者の扶養控除等申告書等の期限後提出）

194・195－1 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書が所定の期日後に提出された場合には、その提出後最初に支払う給与等から、これらの申告書に記載されたところにより徴収税額を計算する。

（注）これらの申告書に法第194条第1項第7号又は第195条第1項第4号に規定する非居住者である親族の記載がある場合において、法第194条第4項又は第195条第4項に規定する書類の提出又は提示が所定の期日後にされたときは、上記に準じて徴収税額を計算する。

（申告書に記載する源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者等の判定）

194・195－3 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書（以下この項において「扶養控除等申告書等」という。）に記載すべき源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者等に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定する。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次による。

- (1) その判定の要素となる所得金額及び法第2条第1項第34号の2ロ(3)（（定義））に規定する支払の金額 扶養控除等申告書等（法第194条第5項に規定する申告書を除く。）を提出する日の現況により見積もったその年の合計所得金額及び当該支払の金額の合計額による。
- (2) その判定の要素となる年齢 その年12月31日（扶養控除等申告書等を提出する時までに死亡した者については、その死亡の時）の現況による。

（注）1 法第194条第5項に規定する申告書を提出する場合において、扶養親族が法第2条第1項第34号の2ロ(3)に規定する「その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者」に該当するかどうかの判定は、当該申告書を提出する日の現況において、2－50により行うのであるが、この場合、2－50中「その年最後の支払の日の電信売買相場の仲値又は当該最後の支払に係る実際に適用された外国為替の売買相場」とあるのは、「法第194条第5項に規定する申告書を提出する直前の支払の日の電信売買相場の仲値又は当該支払に

係る実際に適用された外国為替の売買相場」と読み替える。 2 上記(2)の年齢は、法第2条第1項第34号に規定する児童（いわゆる里子）に該当するかどうかを判定する場合等に必要となることに留意する。 <u>附 則</u> <u>（経過的取扱い(1)）</u> <u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、この附則に別段の定めがあるものを除き、令和6年分以後の所得税について適用し、令和5年分以前の所得税については、なお従前の例による。</u> <u>（経過的取扱い(2)）</u> <u>この法令解釈通達による改正後の190－7、194～198共－3、194・195－1及び194・195－3の取扱いは、令和7年1月1日から適用する。</u>	係る実際に適用された外国為替の売買相場」と読み替える。 2 上記(2)の年齢は、法第2条第1項第34号に規定する児童（いわゆる里子）に該当するかどうかを判定する場合等に必要となることに留意する。 （新 設）
---	--